## ○大府市技能競技全国大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の技能尊重の気運の高揚及び技能水準の向上を図るため、技能 競技の全国大会又は国際大会(以下「技能競技大会」という。)に出場する者に対し、 予算の範囲内において交付する大府市技能競技全国大会等出場激励金(以下「激励金」 という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 激励金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれ かに該当するものであって、大府市税を滞納していないものとする。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内の事業所に勤務する者
  - (3) 市内の小学校、中学校、高等学校又は大学に在学する者
  - (4) 市内に住所又は活動の本拠を置く団体
  - (5) その他市長が認めたもの

(対象となる技能競技大会)

- 第3条 激励金の交付の対象となる技能競技大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前条第2号に該当する者のうち、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)でない事業所に勤務するもの及び前条第4号に該当する団体のうち、中小企業者でない事業所を活動の本拠とする団体については、第1号に限る。
  - (1) 技能五輪国際大会
  - (2) 技能五輪全国大会
  - (3) 技能グランプリ
  - (4) 若年者ものづくり競技大会
  - (5) 技能を競う大会であって、県大会、地方大会等の選考会又は予選(以下「選考会等」という。)を経て出場する大会
  - (6) その他市長が認めた大会
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。
  - (1) 技能競技大会の開催地が愛知県内であるとき。
  - (2) 対象者が技能競技大会の開催地に行くことなく出場できるとき。ただし、対象者が受賞のために開催地に行く場合は、この限りでない。

(激励金の交付額等)

第4条 激励金の交付額及び限度額は、対象及び大会の区分に応じ、次の表のとおりとする。

対象区分	大会区分	交付額	限度額
個人	全国大会	1万円	_
	国際大会	2 万円	_
団体	全国大会	1万円/人	3万円
	国際大会	2万円/人	6 万円

(申請等)

- 第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大府市技能競技全国大会等出場激励金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - (1) 技能競技大会の要項又はこれに準ずるもの
  - (2) 選考会等の要項又はこれに準ずるもの(選考会等を経て出場する場合に限る。)
  - (3) 技能競技大会に出場することを証するもの(賞状、記録証、認定証等)
  - (4) 団体の場合にあっては、団体所属者名簿(第2号様式)
- 2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めるときは、激励金を交付するものとする。
- 3 激励金の交付を受けた者(以下「受取人」という。)は、領収書(第3号様式)を市 長に提出しなければならない。
- 4 受取人は、技能競技大会の終了後、速やかに、その成績について、市長に報告しなければならない。

(激励金の返環)

第6条 市長は、受取人が技能競技大会に出場しなかったとき、又は不正の手段により激励金の交付を受けたと認めるときは、激励金を返還させなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附即

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。